

第3回労働者安全衛生対策部会 資料

平成26年12月3日

福島労働局

労働行政の重点施策の項目

1 労働基準行政関係

- ① 東電福島第一原発廃炉作業の安全・健康確保対策

現在の取組と進捗状況

○ 監督指導、特定機械検査の実施等

- ・ 毎月1回以上の立入
(4月～8月 違反事業者数85件、違反件数127件)
- ・ クレーン解体作業時の重傷労働災害について、労働安全衛生法違反被疑事件として書類送検(8月12日)
- ・ クレーン落成検査 2基、クレーン使用再開検査 3基
- ・ 元請事業者等に対する労務管理適正化の要請(5月、9月)



○ 作業従事者の健康確保対策

- ・ 放射線作業届の審査を通じた被ばく量低減対策等の指導
(4月～9月で311件)

年度後半に向けて

- 引き続き、監督指導を実施し、関係法令の遵守を徹底する。
- 重大な労働災害等が発生した場合には、厳正に対処する。

【関係資料】

◆福島第一原発に対する監督指導実施状況

	26年4月～8月	累計 (東日本大震災～26年8月)
監督実施事業者数	136	418
違反事業者数	85	234
違反件数	127	347
うち労働条件関係	82	171
うち電離則関係	18	105
うち電離則以外の安全衛生関係	27	71

原発監督指導違反事例

<労働条件関係>

- 雇入れ時に交付した労働条件通知書に、有期労働契約を更新することの有無を明示していなかった。(労働基準法第15条)
- 危険有害業務(第一原発構内の放射線業務)の時間外労働時間が1日に2時間を超えていた。(同第36条)
- 時間外労働に対する割増賃金の算定の基礎に危険手当を含めておらず、支払った割増賃金の金額が、支払うべき金額を下回っていた。(同第37条)
- 1週間40時間を超える時間外労働に対する割増賃金を支払わなかった。(同第37条)
- 労働者名簿に、「退職年月日」を記載していなかった。(同第107条)
- 賃金台帳に、「労働時間数」を記載していなかった。(同第108条)

<電離則関係>

- 線量計を着け忘れたまま作業を行わせた。(電離則第9条)
- 全面マスクのフィルタが外れたにもかかわらず、そのまま作業を行わせた。(同第38条)
- 電離健康診断を6ヶ月以内ごとに1回受診させていなかった。(同第56条)
- 電離健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかった。(同第58条)

<その他の安全衛生関係>

- 使用する機械設備(クレーン等)について、定期自主検査(点検)を実施していなかった。(クレーン則第34条ほか)